

2011 年度

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあつては名称）
指定地球温暖化対策事業者	新立川航空機株式会社
特定テナント等事業者	日本通運株式会社 多摩支店
特定テナント等事業者	株式会社ジャムコ
特定テナント等事業者	多摩運送株式会社

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称		新立川航空機株式会社立川工場							
事業所の所在地		東京都立川市高松町一丁目100番地							
業種等	事業の業種	分類番号	K69	K_不動産業_物品賃貸業	不動産賃貸業・管理業				
		産業分類名	不動産賃貸業・管理業						
	事業所の種類	主たる用途	工場						
		建物の延べ面積 (熱供給事業所にあつては熱供給先面積)		前年度末	104,588	m ²	基準年度	94,495	m ²
		用途別内訳	事務所	前年度末	14,334	m ²	基準年度	4,805	m ²
			情報通信	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			放送局	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			商業	前年度末	960	m ²	基準年度	960	m ²
			宿泊	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			教育	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			医療	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			文化	前年度末		m ²	基準年度		m ²
物流	前年度末		46,296	m ²	基準年度	39,898	m ²		
駐車場	前年度末		9,751	m ²	基準年度	9,751	m ²		
工場その他上記以外	前年度末	33,247	m ²	基準年度	39,081	m ²			
事業の概要		当該地に所有する建物を工場等として賃貸している。 敷地内建物49棟、テナント18社、約1,800人が就業。							
敷地面積		144,565 m ²							

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名称	不動産部施設グループ	
	連絡先	電話番号	042-529-1111
		ファクシミリ番号	042-524-6062
		電子メールアドレス	
公表の 担当部署	名称	総務部総務グループ	
	連絡先	電話番号	042-529-1111
		ファクシミリ番号	042-524-6062
		電子メールアドレス	s_soumu@tachihi.co.jp

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス :	http://www.tachihi.co.jp/shintachikawa/
	<input type="checkbox"/> 窓口で閲覧	閲覧場所 :	
		所在地 :	
		閲覧可能時間	
	<input type="checkbox"/> 冊子	冊子名 :	
入手方法 :			
<input type="checkbox"/> その他			

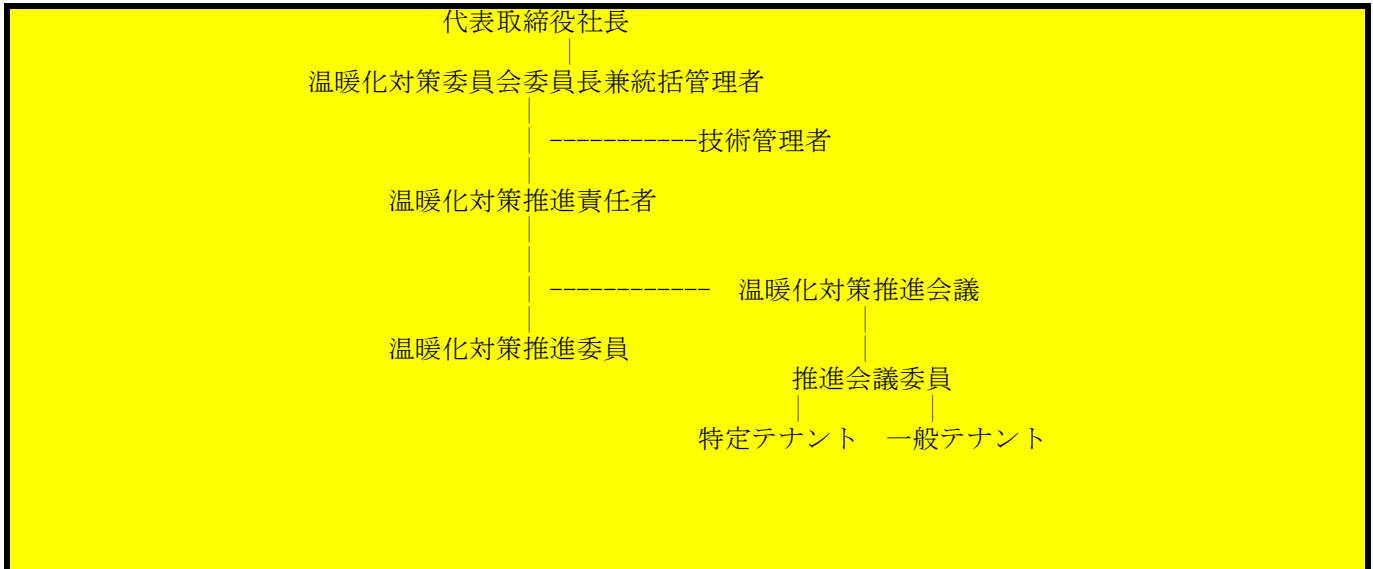
(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の 使用開始年月日	<input checked="" type="radio"/> 平成18年3月31日以前
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度		<input type="radio"/> 平成18年4月1日 以降

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

「地球温暖化対策は企業の社会的責務」と位置づけ、エネルギーの効率的利用、省エネルギー対策の実施等、社会に貢献するという企業理念と調和の取れた企業活動を展開することで温室効果ガス排出の抑制を進める。
また、構内街路樹等の緑化設備の充実を一層進め、うるおいある環境づくりに貢献する。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2010 年度から 2014 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	構内テナント各社に対して設備更新の際は省エネ機器導入を薦めていくとともに、エネルギー使用設備の運用に係わる省エネ対策の実施によりテナントと一体となって総量削減義務以上の削減を目指す。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	構内テナント各社に対して設備更新の際は省エネ機器導入を薦めていくとともに、エネルギー使用設備の運用に係わる省エネ対策の実施によりテナントと一体となって総量削減義務以上の削減を目指す。		
削減義務の概要	基準排出量	3,775 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務	Ⅱ
	排出上限量（削減義務期間合計）	17,745 t（二酸化炭素換算）	平均削減	6.0%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2015 年度から 2019 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2009 年度	2010 年度	年度	年度	年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO ₂ ）		3,301	3,606			
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）					
	メタン（CH ₄ ）					
	一酸化二窒素（N ₂ O）					
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF ₆ ）					
	上水・下水	20				
合計		3,321	3,606			

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/m²・年

	2009 年度	2010 年度	年度	年度	年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量	31.6	34.5			

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2004年度、2005年度、2006年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	Ⅱ
----------	---

(4) 削減義務期間

2010 年度から	2014 年度まで
-----------	-----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	3,775	3,775	3,775	3,775	3,775	18,875
	削減義務率 (B)	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	
	排出上限量 (C = Σ A-D)						17,745
	削減義務量 (D = Σ (A × B))						1,130
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	3,606					3,606
	排出削減量 (F = A - E)	169					169

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

テナント移動に伴う設備更新や経済状況による作業時間の変化

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
1	110300	11_計測・記録の管理	全棟エネルギー使用量の把握	2010年度から	
2	150200	15_照明設備の運用管理	照明器具の点灯時間管理	2010年度から	
3	150200	15_照明設備の運用管理	照明器具のインバータ化、省エネ化	2011年度から	
4	160100	16_昇降機の運転管理	昇降機の運転時間管理	2010年度から	
5	110200	11_主要設備等の保全管理	既設備の把握、更新時省エネ化の推進	2010年度から	
6	350600	35_抵抗等による電気の損失の防止に関する措置	既設備の把握、更新時省エネ化の推進	2012年度から	
7	160200	16_建物の省エネルギー	窓の断熱、採光の改善、屋根の遮熱	2010年度から	
8	130100	13_空気調和の管理	冷房時室温を28度に緩和	2011年度から	
9	170300	17_新エネルギー	建物新築時に新エネルギー設備導入	未定	
10					
11					
12					
13					
14					
15					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

基本方針に基づいた温室効果ガス排出量削減をすすめるために、テナントを含めた体制の整備を行い省エネルギーに取り組むこととした。

冷房時室温28℃の徹底やクールビズの導入を積極的に勧めている。

屋根塗装改修時に遮熱塗料を採用して、室内温度の上昇を防ぐ対策をした。

今後、照明器具の省エネ化や使用時間管理をすすめていく。

9 自動車に係る地球温暖化の対策

(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

対策内容	低燃費車の導入、エコドライブの推進。
------	--------------------

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策
ア 基本方針

基本方針	低公害車、低燃費車の使用を働きかける。アイドリングストップの徹底。
------	-----------------------------------

イ 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

		取組状況				
		実施中	今後実施	検討中	実施しない	該当しない
<input type="checkbox"/> 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。 <input type="checkbox"/> 施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。						
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	低公害・低燃費車の利用割合の向上					
	テナントが貨物等を搬入する際は、低公害車・低燃費車を使用するように働きかける。入出門証を交付するときに低公害車・低燃費車の利用状況を確認する。			○		
	環境負荷の大きな自動車の利用抑制					
	東京都適合者ステッカーを貼付した車両を使用するように、テナントに働きかける。			○		
物流効率化の推進による交通量の抑制	貨物車両でいりの多いテナントに対して入出荷時間の管理により積降ろし待機車両の台数を少なくするように働きかける。			○		
エコドライブの推進	エコドライブの促進の啓発をする。		○			
体制の整備	温暖化対策委員会内にて整備する。			○		
貨物輸送以外の自動車交通量対策	通勤用車両入出門証の有料化をしている。	○				
事業所に搬入される貨物等1トンキロ当たりの二酸化炭素（CO ₂ ）排出量						kg / t・km